

月報 しろいし



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所)

TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和6年9月内容)

<求人ハローワークへ!!>

【求職の状況】

- 新規求職者数は128人で、前月と比べて3.2%増加した。
- 月間有効求職者数は562人で、前月と比べて5.8%増加した。

【求人の状況】

- 新規求人数は223人で、前月と比べて2.6%減少した。雇用形態別で見ると一般は前月と比べて11.7%減少し、パートは前月と比べて19.4%増加した。
- 月間有効求人数は693人で、前月と比べて2.4%増加した。

【求人倍率の状況】

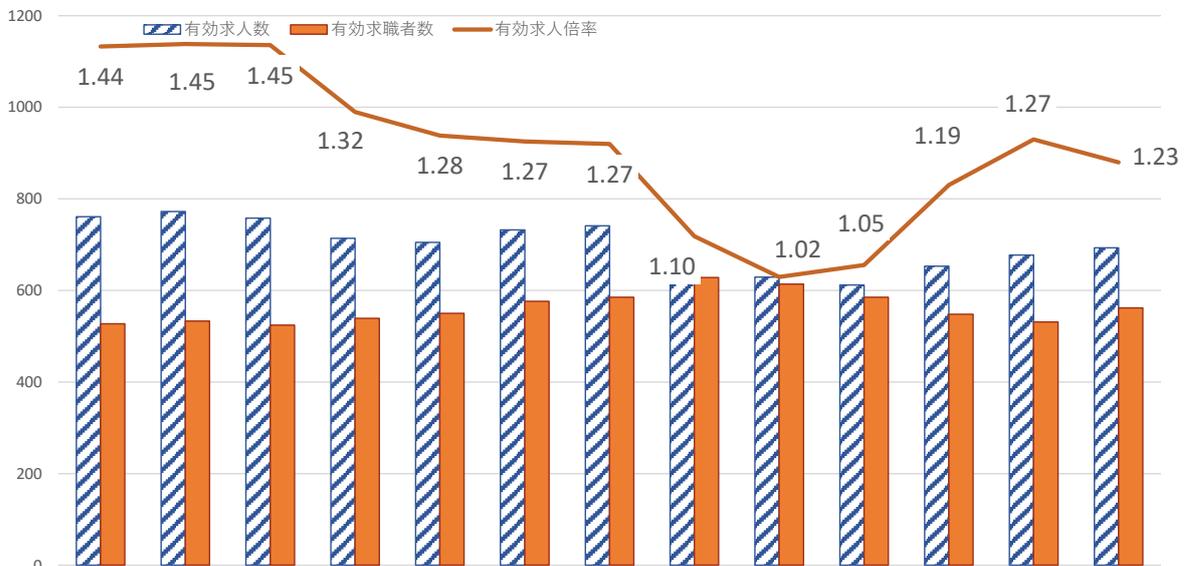
- 有効求人倍率は1.23倍で、前月を0.04ポイント下回った。雇用形態別で見ると一般は1.55倍で前月に比べて0.07ポイント増加し、パートは0.81倍で、前月と比べて0.14ポイント減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数値



	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月
有効求人数	761	772	758	714	705	732	741	690	629	612	653	677	693
有効求職者数	527	533	524	539	550	576	585	628	614	585	548	531	562
有効求人倍率	1.44	1.45	1.45	1.32	1.28	1.27	1.27	1.10	1.02	1.05	1.19	1.27	1.23

一般職業紹介状況（令和6年9月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	128	3.2	23.1	
	うち男	55	▲ 16.7	17.0	
	うち女	72	24.1	26.3	
	年 齢 別	～44歳	45	0.0	12.5
		45～54歳	28	12.0	16.7
		55歳～	55	1.9	37.5
	月間有効求職者数	562	5.8	6.6	
	うち男	275	3.0	10.0	
	うち女	285	8.4	3.3	
	年 齢 別	～44歳	200	3.6	▲ 0.5
45～54歳		113	6.6	4.6	
55歳～		249	7.3	14.2	
求 人 関 係	新規求人数	223	▲ 2.6	▲ 26.4	
	主 要 産 業 別	建設業	44	33.3	▲ 30.2
		製造業	37	5.7	▲ 51.9
		卸売・小売業	22	57.1	▲ 31.3
		飲食店・宿泊業	29	26.1	▲ 39.6
		医療・福祉	48	▲ 26.2	26.3
月間有効求人数	693	2.4	▲ 8.9		
就 職 関 係	紹介件数	127	1.6	12.4	
	うち男	68	▲ 5.6	7.9	
	うち女	59	13.5	18.0	
	就職件数	47	46.9	▲ 2.1	
	うち男	25	78.6	13.6	
	うち女	21	16.7	▲ 19.2	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和6年9月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	795	806	806	
	資 格 取 得 者 数	93	77	91	
	資 格 喪 失 者 数	100	120	116	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,226	11,253	11,199	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	22	37	38
		受給者実人員	136	157	127
		支給金額(千円)	17,590	18,728	15,350
	高 齢	受給者数	17	9	11
		支給金額(千円)	3,371	1,770	2,464
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再 就 職 手 当	支給人員	5	16	12
支給金額(千円)		1,745	7,249	4,880	

令和6年10月から

特定一般教育訓練給付金を拡充します

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から50%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給します。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記に加えて、資格取得・就職※した場合、
教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給します。

※ 特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合をいいます。

支給額の例 【訓練期間:3か月、入学金:5万円、受講料:25万円 の場合】

(教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学金と受講料の合計をいいます。)

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
本体給付	30万円 (入学金含む)	12万円 (※1)	12万円 (※1)
資格取得等 した場合	—	—	3万円 (※2)
合計	30万円	12万円	15万円

※1 30万円×40%=12万円 (20万円を超える場合は20万円が上限)

※2 30万円×10%=3万円 (5万円を超える場合は5万円が上限)

【資格取得等した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、特定一般教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から起算して1か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書(様式第33号の2の3)
- ② 受給資格確認通知書
- ③ 本人・住所確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(本人写真付き)等)
- ④ 資格取得等したことを証明する書類(合格証、登録証、免許証、学位証明書等)
- ⑤ 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る領収書
- ⑥ 特定一般教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑦ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑧ 委任状(代理人による申請の場合)

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

求人掲載時の営業電話の トラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には



事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

実際に相談の あったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること(あっせん行為を含まない)や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくることもあるとの声をいただいています。

ハローワークでは、このような対応も可能です！

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

人事課人事係長	記載場所の例	
担当者 ハシモト ハナコ 橋本 花子		
電話番号 99-9999-9876		内線 ()
FAX 99-9999-9870		
Eメール XXXXXXXX@XXXXXXXXX.XX.XX		

記載例①

ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り

記載例②

求人掲載の営業はお断り

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、**担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！**

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください